

紀美野町第4回定例会会議録

令和2年11月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月）午前9時47分開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 95号 | 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 96号 | 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 97号 | 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 94号 | 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 98号 | 紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 99号 | 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第100号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第101号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第102号 | 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第103号 | 指定管理者の指定について |
| 第14 | 議案第104号 | 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）について |
| 第15 | 議案第105号 | 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 第16 | 議案第106号 | 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 第17 | 議案第107号 | 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

第 18 議案第 108 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

第 19 議案第 109 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

第 20 議案第 110 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副 町	長	小	川	裕	康	君
教 育	長	東	中	啓	吉	君
消 防	長	家	本		宏	君
総 務 課	長	細	峪	康	則	君
企画管財課	長	坂		詳	吾	君
住 民 課	長	仲	岡	みち子		君
税 務 課	長	湯	上	増	巳	君
保健福祉課	長	森	谷	善	彦	君
産 業 課	長	吉	見	将	人	君
建 設 課	長	米	田	和	弘	君
教 育 次	長	曲	里	充	司	君
会 計 管 理 者		坂		昌	美	君
水 道 課	長	長	生	正	信	君
まちづくり課	長	山	本	訓	永	君
美里支所	長	(山	本	訓	永)	君
代表監査委員		菊	本	邦	夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中	谷	昌	弘	君
次	長	井戸向	朋	紀	君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から欠席届が出ていますので、報告します。

ただいまから、令和2年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時47分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、美野勝男君、11番、美濃良和君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの感染者が、紀美野町内で発生していることを受け、本日、改めて議会運営委員会を開催し、会期日程について再度調査を行いましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月15日までの16日間と決定しました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

なお、今定例会における一般質問については、紀美野町内における新型コロナウイルス感染者の発生状況に鑑み、質問時間を20分以内といたします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月15日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) この日程については異議ございません。先ほど、議運の委員長のおっしゃられたとおりをやっていくということでございましたら、私は異議ございません。一般質問というのは、大事な議員の仕事であります。しかも、今言われているようにコロナの問題が起こったということであるならば、コロナの問題を相当に突っ込んでもいい問題だと思います。大体、うちの議会は12人しかないと。他の某議会に比べれば、もう既にその段階で時間の短縮ということになってるわけですね。そういうふうなことであったりして考えた場合、私は一般質問をまず通常通りやることが望ましいというふうに思います。減らすにしても、そういうふうに半分ということじゃなくするべきだと思います。一般質問の時間を減らして町民の皆さん方に議会がコロナ対策をやっていると、そういうことを発信したいならば、それはあくまでも半分にしなくてもよいと。そういうことで、私はこのことについておっしゃるならば納得いきません。

○議長(伊都堅仁君) 今、取りあえずは会期日程の問題だけなんです。会期日程が16日間ということの決定を、異議を問うたということであります。一般質問の質問時間は、もう議会運営委員会で決定していただいたとおりで進めやんとしょうがないんです。この会期日程のことについて異議があれば受け付けますけども、何かそれに対して異議があるんですか。

○11番(美濃良和君) 日程の中身でしょう、一般質問も。

○議長(伊都堅仁君) 一般質問の時間のことについては、先ほど議会運営委員会で決定していただいたとおりで、ここで決める。

○11番(美濃良和君) 議運の何ていうんですか、議運の決定事項を、この本会議が認めるか認めんかということになってくるわけでしょ。それも含めた話なんではないんですか。

○議長(伊都堅仁君) ここで決めるのは会期日程のことだけであって、後の細かい部分にというのは議会運営委員会で決めていただくということなんで。

○11番(美濃良和君) 決めてもそれを本会議が認めなかったら、もう一遍差戻しになるわけでしょう。

○議長（伊都堅仁君） これどうなん。これは会期日程のことだけやね。一般質問の質問時間ということについては、議会運営委員会で諮って、そのとおりの決定でやらしていただきたいということです。

○11番（美濃良和君） それをこの本会議で認めるか認めないかを含めてのお話ではありませんか。

○議長（伊都堅仁君） ここで決めるのは、会期日程、要するに15日までの16日間とすることについての異議があるかどうかということを議員にお聞きしたということです。

○11番（美濃良和君） その中に一般質問も入ってるわけでしょう。

○議長（伊都堅仁君） それは、細かい部分については議会運営委員会の決定でお願いしたいということです。

○11番（美濃良和君） お願いしたいということでしょう。だから、それについては認められないと。

○議長（伊都堅仁君） そうですか。ということでお願いします。

○11番（美濃良和君） お願いできませんので。

○議長（伊都堅仁君） 会期のことについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 会期のことについて異議があるんですか。

○11番（美濃良和君） それも含めての話だと思いますよ。今おっしゃってることは。

○議長（伊都堅仁君） 会期のことについて異議がありますんで、賛成か反対かで決めさせていただきたいと思います。

会期のことについて、賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、本定例会の会期は本日から12月15日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりです。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

今年は心配した台風の上陸がなく、農作物への被害もなく、実りの秋本番を迎えております。しかし、第3波と思われる新型コロナウイルス感染症の拡大が報じられる中で、当町の秋の風物詩である文化祭や農林商工まつり等も、残念ながら中止を余儀なくされたところであります。

本年2月から新型コロナウイルス感染症対策に着手し、議員の皆様方の御理解をいただきながら、町民の皆さんが安心して暮らしていただけるよう、様々な施策に取り組んでおりますが、収束のめどはいまだ立っておりません。

11月に入り和歌山県内で1日当たりの新型コロナウイルス感染者数が10人を超える日が多くなりました。27日には、当町にある国道370号道路改良工事作業員宿舎に入居する10代から60代の男性9人の感染が確認され、26日の男性1名を合わせて10人の感染者の集団、いわゆるクラスターが発生したと県の発表があったところであります。

人からうつらない、人にうつさないために、マスクの着用、手洗い、換気、3密にならないなどの日常の基本行動をお守りいただきますよう、切にお願い申し上げます。

さて、今期定例会に上程いたしている案件は、議案第94号から議案第110号までの17件でございます。人事院勧告に伴うものを含め条例の一部改正に係る案件が9件、指定管理者の指定に係る案件、令和2年度紀美野町一般会計及び特別会計等の補正予算に係る案件が7件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 次に、過日、総務文教常任委員会が県外調査の事務調査を行っております。調査結果について、本来であれば報告によるところでございますが、今回はお手元に配付のと通りの報告書配付をもって報告に代えさせていただきますので、御了承願います。

次に、一般質問の通告は12月2日、午後2時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 議案第95号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第4、議案第95号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第95号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次の4ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元に配付しております新旧対照表では、3ページから4ページでございますので御覧ください。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。
第6条第2項中、100分の175を100分の170に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正

する。第6条第2項中、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には100分の170を、100分の165に改める。これにつきましては、令和3年度以降において6月期と12月期に支給する期末手当は同じ支給割合となる改正でございます。この改正により、年間0.05か月分、期末手当が減ることになります。つまり、現行では期末手当は年間3.35か月分支給されておりますが、改正後は3.3か月分となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第95号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第95号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第96号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第96号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の5ページをお開きください。

議案第96号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の6ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、5ページから6ページでございますので御覧ください。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中、100分の177.5を100分の172.5に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。第5条第1項ただし書中、給与条例第22条第2項中、100分の122.5とあるのは100分の162.5と、100分の137.5とあるのは100分の172.5と読み替えるものとするを、期末手当基礎額に乗じる割合については、100分の167.5とするに改める。これにつきましては、令和3年度以降において、6月期と12月期に支給される期末手当は同じ支給割合となる改正でございます。この改正により、年間0.05か月分期末手当が減ることになります。つまり、現行では期末手当は年間3.4か月分支給されておりますが、改正後は3.35か月分となります。

附則の内容につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第96号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君）　　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第９６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから、議案第９６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第９６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第９７号　紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第６、議案第９７号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長　細峪康則君　登壇）

○総務課長（細峪康則君）　　それでは、議案書の７ページをお開きください。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例等の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由は、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、一般職の給与に関する法律が改正されたこと及び現給保障の経過措置の必要がなくなったことに伴い、紀美野町職員給与条例等の改正を行うものでございます。

次の８ページを御覧ください。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、７ページから１５ページでございます。

まず、第1条について御説明申し上げます。

期末手当について規定してございます、紀美野町職員給与条例の第22条第2項及び第3項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を、再任用職員以外の職員については100分の130を100分の125に改めるものでございます。

次に、第2条、紀美野町職員給与条例の第22条第2項及び第3項中の100分の125を100分の127.5に改める。これにつきましては、令和3年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合を改正するものでございます。これにより、年間0.05か月分期末手当が減ることになります。つまり、現行では期末手当は年間2.6か月分支給されておりますが、改正後は2.55か月分となります。

続きまして、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について説明してまいります。

第3条による改正は、附則中第7項から第10項までを削り、第11項を第7項とし、第12項を第8項とするものです。これにつきましては、平成18年に給料の切替えに伴う経過措置が設けられ、現給保障されていた職員がいましたが、現在、該当する職員はいなくなったことにより、その項目を削除するものでございます。

第4条による改正は、附則第5条を削り、附則第6条を附則第5条とするものです。これにつきましては、平成26年に給料の号級の切替えに伴う経過措置が設けられ、現給保障されていた職員がいましたが、現在、該当する職員がいなくなったことにより、その項目を削除するものでございます。

次の第5条から第8条につきましては、第4条で附則第5条を削除したことに伴い、改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第97号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 職員の給与条例の一部を改正する条例の提案ですが、現在

の当町の職員のラスパイレス指数はどうなっているのか。説明を求めます。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、ラスパイレス指数、当町の数字は 92.7
でございます。なお、これは公表されて、まだおりませんで、速報値であることをお含
みいただきたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) 92.7 と、速報値だということですが、いわゆる国家公
務員の給与に比較して 92% の給与水準であるということですが。これで、県下の自治
体の中で何番目ぐらいになるのか。その辺りについての説明を求めます。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) 速報値なので、正式な何位というのはちょっと私も申
し上げにくいんですが、30 市町村中、下から 3 番目以内に入ってると思います。最後
ではないと思いますが、28 前後だと思っております。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) この提案について、職員団体との話し合いはされたのでござ
いましょうか。その辺りの経過について説明を求めます。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) 職員団体、職員労働組合という団体との交渉はさせて
いただきまして、こういうコロナ禍の中でありまして、人勸に従って下げるという提案
もさせていただいた中で了承もしていただいております。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 大体これで幾らぐらいの減額になるわけですか。平均で

結構です。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 期末手当が 1.3 から 1.25 に改正されたとき、一般行政職の職員で、1 人平均 1 万 4,962 円という数字が出ております。1 万 4,962 円の減額となります。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 1 万 4,962 円の平均の減額になると。これは、減ることという人勧の提案なんですけれども、人勧の実施どおりにやらなければならないということではないわけですよ。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) やらなければならないということではございません。ただ、当町においては、当町の民間との給与比較であるとか、そういうノウハウのある部署はございませんし、最終的にはやはり国の人事院勧告、または県の人事院勧告、そういうものを参考といいますか、それに準じてしなければ、するすべがないというのも現実でありますので、従来から国家公務員の人勧、これをベースに上げたり下げたりというのをさせていただいているところであります。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 97 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○1 1 番 (美濃良和君) この人勧を基に提案がされているわけでございますけれども、これは、公務員の団体交渉権がない代わりにということで人勧でこの給料につい

ての案が出されてるわけでございます。今、議会、それから町三役、それから、この一般職員という形で、それぞれ減額の提案がされてるわけでございますけれども、特に一般職員については、子育て世代というのが大きなことになるんかというふうに思います。

また、先ほどの答弁の中でも、一般の町民の方々が大変苦しい状況にあると、そういうこともあるからという提案でございましたけれども。しかし、やはりここで一般町民の方々の商店等についても、使ってもらえる方がなければ、当然、その方々もうまいかないと。そういうことでございまして、やはりこの紀美野町に入ってくるお金が減るということにもつながる、この給料の減額によって一般の町民の方々に対しても影響が出るかというふうに思います。何にしても、人勧によってこの提案がされてるわけでございますけれども、あくまでも人勧どおりにやらなければならないということではないということでございますし、この職員の給与条例を、減額するという条例の案に対しまして、私は反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 9 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 9 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 9 4 号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 7、議案第 9 4 号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 議案第 9 4 号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について。

紀美野町印鑑条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

コンビニエンスストア等で証明書交付を開始するに当たり、個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付を可能にするため、紀美野町印鑑条例の改正を行うものでございます。

改正内容を要約いたしますと、令和 3 年 2 月 1 日施行開始予定で準備を遂行しております、コンビニエンスストア等において個人番号カードを使用して、多機能端末機等による印鑑登録証明書の申請と交付を可能とするための条例の改正でございます。

次の 2 ページ及び新旧対照表 1 ページから 2 ページを併せて御覧ください。

紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例。

紀美野町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 1 8 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 7 条を 1 7 条中前条を第 1 6 条に改め、同条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に、次の 1 条を加える。

多機能端末機等による印鑑登録証明の申請。

第 1 7 条、前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の仕様に係る電子計算機を経由して、本町の仕様に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で証明書等を自動に交付する機能を有するものをいう。）その他の端末機を使用して印鑑登録の証明を受けようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して、暗証番号を使用することにより申請しなければならない。

2、前項の場合において、入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に係る法律第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

附則、この条例は、令和３年２月１日から施行する。

以上、議案第９４号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例についての提案説明といたします。御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第８ 議案第９８号 紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第８、議案第９８号、紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 議案書の１０ページを御覧ください。

議案第９８号、紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、所得税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金等に関する改正が、令和３年１月１日から施行されることに伴い、紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の改正を行うものでございます。

次の１１ページを御覧ください。

紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表の１６ページも併せて御覧いただきたく存じます。

今回の改正につきましては、令和２年度税制改正において延滞金の割合を定めるための特例基準割合の名称が、延滞金特例基準割合と名称変更されたことにより改正するものでございます。

附則第３項中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をい

う。）」に、「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中」を「その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、延滞金の率や計算方法等につきましては、変更ございません。

附則といたしまして、この条例は令和３年１月１日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例による改正後の附則第３項の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金に適用し、同日前の期間に対応する延滞金につきましては、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第９８号の説明とさせていただきます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第 ９ 議案第 ９ ９ 号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 １ ０ 議案第 １ ０ ０ 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎日程第 １ １ 議案第 １ ０ １ 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 ９、議案第 ９ ９ 号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 １ ０、議案第 １ ０ ０ 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第 １ １、議案第 １ ０ １ 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。税務課長、湯上君。

（税務課長 湯上増巳君 登壇）

○税務課長（湯上増巳君） それでは、議案第 ９ ９ 号について御説明させていただきます。

議案書の １ ２ ページをお開きください。

議案第 ９ ９ 号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 ９ ６ 条第 １ 項の規定により議会の議決を求める。

令和 ２ 年 １ １ 月 ３ ０ 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金等に関する改正が、令和 ３ 年 １ 月 １ 日から施行される

こととなるため、紀美野町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じたためでございます。

次の１３ページを御覧ください。

新旧対照表では１７ページから１８ページを併せて御覧ください。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほどの紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正と同じ内容で、特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に名称変更されたことによる改正でございます。

新旧対照表の１７ページ下段から１８ページ上段の附則第２条の延滞金の割合の特例についてのみに改正を行えばいいのですが、延滞金の計算方法等につきましては、従来から地方税法や紀美野町税条例の例により行っているため、今回、延滞金の規定がある第６条を、被保険者または連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該金額に、地方税法及び紀美野町税条例に規定する延滞金の例により計算する額を加算して納付しなければならないと表記を改めました。これにより附則第２条は不要となるため削除したものであります。

なお、率、計算方法等については、こちらに変更はありません。

附則といたしまして、この条例は令和３年１月１日から施行するものでございます。

また、この条例による改正後の紀美野町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第９９号の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１００号について御説明させていただきます。

議案書の１４ページをお開きください。

議案第１００号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和３年１月１日から施行されることとなるため、紀

美野町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の15ページを御覧ください。

新旧対照表では、19ページから21ページを併せて御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、平成30年度税制改正において、給与所得控除、公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないよう、地方税法施行令の規定の見直しが行われました。この改正に伴い、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しを行うものでございます。

第23条第1項第1号は、7割軽減の規定の改正で、33万円を超えない世帯が対象であったものを43万円にし、さらに同一世帯の被保険者で一定の給与収入、一定の年金収入を超えるものの数の合計数が2以上の場合に、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額とする改正です。第2号は、5割軽減の規定の改正、第3号は、2割軽減の規定の改正で、第1号と同内容の改正となっております。

附則第3項は、本則第23条の減額の特例を定めたもので、65歳以上の公的年金受給者については、軽減判定所得について110万円から15万円を加算した125万円を超えるものを所得判定の対象者とする特例措置の改正となります。

附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。

また、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

今回の改正で、所得額が10万円増えたことにより不利益が生じる可能性のある軽減判定の所得が改められ、被保険者の方に不利益が生じることはありません。

以上、簡単ではございますが、議案第100号の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第101号について御説明させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

議案第101号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1

項の規定により議会の議決を求める。

令和２年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金等に関する改正が令和３年１月１日から施行されることとなるため、紀美野町介護保険条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の１７ページを御覧ください。

新旧対照表では２２ページから２４ページを併せて御覧ください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほど説明させていただきました、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の改正と同じ内容でありますので、詳細のほうは省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は令和３年１月１日から施行するものでございます。

また、この条例による改正後の紀美野町介護保険条例の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第１０１号の御説明とさせていただきます。

以上、３案、御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

（税務課長 湯上増巳君 降壇）

◎日程第１２ 議案第１０２号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について

◎日程第１３ 議案第１０３号 指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２、議案第１０２号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について及び日程第１３、議案第１０３号、指定管理者の指定について一括議題とします。

説明を願います。産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） それでは、議案書の１８ページをお開きください。

議案第１０２号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、のかみふれあい公園の適切な管理体制確保のためとさせていただきます。

次の19ページを御覧ください。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元にお配りしております新旧対照表の25ページも併せて御覧ください。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、ふれあい公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場及びバーベキューサイトには定休日を設けてございましたが、芝生広場につきましては、年中利用していただくことができました。逆にそのことで、芝生広場の芝生を休ませることができなかったこと、それから、来場者のいる中で芝生の刈込みなどの作業、遊具の補修をすることが困難でございました。これら問題を解消し、今後、施設を適正に管理することを目的に、休園日は芝生広場を含め公園施設全体を休園とする提案でございます。

第5条第1項中、「オートキャンプ場、パークゴルフ場及びバーベキューサイト（以下これらを「オートキャンプ場等」という。）に、次のとおり休園日を設ける」を「公園の休園日は、次に掲げる日とする」に改める。

第7条中、「オートキャンプ場等」を「オートキャンプ場、パークゴルフ場及びバーベキューサイト（以下これらを「オートキャンプ場等」という。）」に改める。

附則としまして、周知期間が必要でございますので、施行日を令和3年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第102号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

議案第103号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

今回の指定管理者につきましては、令和2年10月1日より11月2日の約1か月間、広報誌やインターネット等により公募を行ったところ、現在、指定管理者と指定しております、生石山の大草原保存会のみの応募があり、11月6日の指定管理者選定委員会で審査した結果、ふさわしいと認められましたので、指定管理者と指定することを提案するものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、紀美野町中田899番地29、紀美野町山の家おいしでございます。

2、指定管理者に指定する団体でございますが、紀美野町中田899番地の29、特定非営利活動法人、生石山の大草原保存会代表、理事長、西川泰壽でございます。

3、指定する期間でございますが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第103号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

◎日程第14 議案第104号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第10号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第14、議案第104号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第10号)について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の22ページをお開きください。

議案第104号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第10号)。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,636万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,581万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

予算説明資料もお配りしていますので、併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入で主なものを申し上げてまいります。

13款分担金及び負担金、1項2目土木費分担金50万円の増額補正で、災害緊急がけ崩れ対策事業分担金でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金903万4,000円の増額補正で、主に障害者福祉費負担金の給付費の増額でございます。

2項2目民生費国庫補助金1,308万円の増額補正でございます。主なものは認知症高齢者グループホーム等の施設に自家発電機を整備するための交付金として1,236万8,000円を計上してございます。

4目土木費国庫補助金2,126万4,000円の減額補正でございます。内訳は、橋梁の社会資本整備総合交付金4,340万円の減額、道路メンテナンス事業補助金2,213万6,000円の増額でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金323万1,000円の増額補正です。

4ページに移りまして、2項2目民生費県補助金71万2,000円、4目農林水産業費県補助金50万円、9目災害復旧費県補助金2,925万円、それぞれ増額しております。

17款財産収入費、1項2目利子及び配当金1,000円の増額です。

18款寄附金、1項2目ふるさとまちづくり応援寄附金で2,000万円の増額です。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金5,951万3,000円、5目のふるさとまちづくり応援基金繰入金は140万円、10目の地域振興基金繰入金1万1,000円、それぞれ増額補正してございます。

5ページに移りまして、22款町債、1項4目土木債の過疎対策事業債を1,370万円減額し、8目災害復旧債1,410万円増額してございます。

次の6ページを御覧ください。

歳出に移ります。

2 款総務費、1 項 5 目企画費 1,718 万 5,000 円の増額補正です。7 節の報償費、11 節の役務費、12 節の委託料、13 節の使用料及び賃借料は、ふるさと納税に係る経費で、寄附件数が大幅に増えたことによるものでございます。10 節需用費の修繕料は、平成 30 年の台風被害を受けた谷地区における地デジケーブルの本復旧にかかる費用と、送受信施設の機器交換修理のための費用でございます。18 節負担金、補助及び交付金 200 万円につきましては、町外からの移住者が増えているため、定住促進補助を増額するものでございます。

6 目電子計算費 56 万 6,000 円の増額補正で、18 節の事務用備品 34 万 6,000 円は、本庁、支所、福祉センターの窓口に来られたお客様用のタブレットを購入する費用でございます。

8 目自治振興費 322 万 9,000 円の増額補正で、路線バス運行支援事業補助金でございます。これにつきましては、路線バス登山口から海南駅間の運行に伴う収入不足額、赤字額に対して、国・県の補助を差し引いた事業者負担分を、海南市と紀美野町で補助するものであります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳 18 万 7,000 円の増額補正でございます。

7 ページに移りまして、3 款民生費、1 項 2 目国民年金事務費 66 万円の増額補正、3 目老人福祉費 1,236 万 8,000 円の増額補正、4 目障害者福祉費 1,787 万 5,000 円の増額補正、9 目総合福祉センター管理運営費 116 万 5,000 円の増額補正で、換気扇等の修理費用でございます。

10 目長谷毛原健康センター管理運営費 69 万 2,000 円の増額補正でございます。

11 目国民健康保険事業費 2 万 2,000 円の増額補正、12 目介護保険事業費 643 万 6,000 円の増額補正、13 目後期高齢者医療費 67 万 7,000 円の増額補正で、いずれも特別会計への繰出金でございます。

8 ページをお開きください。

2 項 1 目児童福祉総務費 23 万円の増額補正、4 目保育所費 242 万 1,000 円の増額補正、6 目学童保育費 213 万 8,000 円の増額補正でございます。

4 款衛生費、1 項 4 目環境衛生費 31 万 7,000 円の増額補正、7 目診療所費 128 万 3,000 円の減額補正で、いずれも特別会計への繰出金でございます。

9 ページにわたりまして、5 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費 184 万 5,000 円、3 目農業振興費 300 万円、4 目耕地総務費 20 万円、5 目農業用施設維持費 1

50万円、いずれも増額補正でございます。

2項1目林業総務費5万8,000円、2目林道維持費300万円、いずれも増額補正でございます。

4項1目山村振興総務費100万円の増額補正でございます。

10ページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費140万円、2目観光費292万8,000円、いずれも増額補正でございます。

7款土木費、1項1目土木総務費140万円の増額補正です。

2項2目道路橋りょう新設改良費3,500万円の減額補正でございます。

5項1目建設残土処理費320万円の増額補正でございます。

11ページに移りまして、9款教育費、1項2目事務局費78万8,000円の増額補正でございます。

4項5目文化財保護費17万4,000円、8目文化センター管理運営費34万6,000円、9目真国区民センター管理運営費6万4,000円で、いずれも増額補正でございます。

12ページにわたりまして、5項2目体育施設管理運営費43万3,000円の増額補正でございます。

10款災害復旧費、2項2目林業施設災害復旧費4,650万円の増額補正でございます。

12款諸支出金、1項9目ふるさとまちづくり応援基金費2,000万円を、14目地域振興基金費1,000円を増額するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の26ページに戻っていただきたいと存じます。

議案書の26ページ、第2表債務負担行為補正でございまして、2件追加いたします。

まず、紀美野町山の家おいしの指定管理委託料で、期間は令和3年度から令和5年度でありまして、限度額はそれぞれ251万5,000円でございます。

もう1件は、公共土木工事に係る設計積算システム使用料で、令和3年度から令和7年度まででありまして、限度額は、それぞれ148万8,000円でございます。

第3表地方債補正でございまして、過疎対策事業債の限度額を1,370万円減額の2億5,860万円に、災害復旧事業債の限度額を1,110万円増額の2,740万円に、それぞれ変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、議案第１０４号、令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第１０号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第１５ 議案第１０５号 令和２年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

◎日程第１６ 議案第１０６号 令和２年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

◎日程第１７ 議案第１０７号 令和２年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１５、議案第１０５号、令和２年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第１６、議案第１０６号、令和２年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）について及び日程第１７、議案第１０７号、令和２年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、議案書２８ページを御覧ください。

議案第１０５号、令和２年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。

令和２年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８７万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億４,６２４万７,０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次に、予算に関する説明書の１５ページを御覧ください。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 万 2,000 円の増額補正で
ございます。これにつきましては、職員給与等の繰入金でございます。

5 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 8 万 5,000 円ござい
ます。歳出における一般財源への財源充当でございます。補正後の財政調整基金残高は
1 億 8,298 万 1,000 円となります。

次に 16 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9 万 9,000 円の増額補正ござい
ます。これにつきましては、4 節共済費 2 万 2,000 円、一般職共済費、1 2 節委託
料 7 万 7,000 円、国保事業報告システム、国保データベース改修費用でございます。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費 7 万 7 千円の増額でございます。これにつ
きましては、税制改正に伴う 1 2 節委託料、システム改修委託料でございます。

7 款諸支出費、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金償還金、2 2 節
償還金、利子及び割引料 5,000 円の増額でございます。過年度返還金でございます。

以上、簡単ですが、議案第 105 号、令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 32 ページを御覧ください。

議案第 106 号、令和 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第
3 号）。

令和 2 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に
定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,100 万 2,000 円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7,166 万 6,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の総額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書 19 ページ及び説明資料の 17 から 18 ページを併せ
て御覧ください。

歳入でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事

業補助金 74万8,000円増額でございます。これにつきましては、国における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した、新型コロナウイルス感染防止対策のための県補助金でございます。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金 128万3,000円の減額でございます。これにつきましては、国及び県による新型コロナウイルス感染症対策関係の補助金を新たに計上したことに伴う減額でございます。

7款諸収入、1項1目雑入 62万6,000円の増額でございます。これにつきましては、令和3年3月から、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号等によりオンラインで資格情報の確認ができるようになります。これに伴い、マイナンバーカードの暗証番号の入力が不要になる顔認証システムを搭載した機器等を整備するための補助金でございます。なお、この補助金は、国の財源を活用した社会保険診療報酬支払基金が交付することになりますので、特定財源として諸収入に計上してございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金 202万1,000円計上でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの症状が似ており、流行期に備えた外来診療及び検査体制を確保した施設に対して交付されるものでございます。

次の20ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費 142万2,000円の増額でございます。これにつきましては、12節オンライン資格確認システム構築委託料 83万6,000円と、このシステムを利用するため、11節役務費 8,000円、光ファイバー通信費及び電子証明書発行手数料、オンライン資格確認利用料でございます。17節備品購入費 57万8,000円、主に国吉診療所診察室及び治療室のエアコン、国吉・長谷毛原診療所、感染症対策患者用スリッパ消毒用滅菌灯付ロッカー等の購入費でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医業用機械機器費 44万円増額でございます。これにつきましては、国吉・長谷毛原診療所用温度管理の徹底を図るため、薬用保冷庫の整備費用でございます。

2目医療用消耗品費 25万円の増額補正でございます。これにつきましては、国吉・

長谷毛原診療所における新型コロナウイルス等感染症対策用消耗品の購入費でございます。

以上、簡単ですが、議案第106号、令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の36ページをお願いします。

議案第107号、令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,379万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の23ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金67万7,000円の減額でございます。これにつきましては、1節事務費繰入金として30万8,000円の増額です。2節保険基盤安定繰入金額の確定に伴い100万1,000円の減額です。軽減対象者の確定による負担金の決定に伴うものでございます。4節職員給与費繰入金として1万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人件費・共済費の増額分を一般会計より繰入れするものでございます。

4款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金額の確定に伴う13万2,000円の増額でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として11万円の補正です。これにつきましては、税制改正に伴う医療、所得課税情報の連携システム改修に対する補助金でございます。

次の24ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1万6,000円の増額でございます。

これにつきましては、4節共済費、一般職職員標準報酬額の変更によるものでございます。

1款総務費、2項1目徴収費55万円の増額でございます。これにつきましては、12節委託料、電算システム改修費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、2項1目18節負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合納付金100万1,000円の減額でございます。これにつきましては、保険基盤安定の額の確定に伴い納付金を減額するものでございます。

以上、令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

以上で特別会計3議題の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第18 議案第108号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第18、議案第108号、令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の40ページをお開きください。

議案第108号、令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,443万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,100万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉
続きまして、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金で 9 1 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、介護給付費の増加による国負担分でございます。

3 款国庫支出金、2 項 1 目調整交付金の 5 0 9 万 7, 0 0 0 円の増額補正についても、介護給付費の増加による調整交付金分でございます。

6 目介護保険保険者努力支援交付金は 2 2 6 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。令和 2 年度より既存の介護保険機能強化推進交付金に加え、当該交付金が創設されたものです。介護予防、健康づくりの取組について重点的に評価、交付されるもので、額の確定により予算計上するものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の 1, 3 9 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の 7 6 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正、7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の 6 4 3 万 6, 0 0 0 円の増額補正についても介護給付費の増加によるものでございます。

続いて、2 8 ページを御覧ください。

歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費で 2, 2 5 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。主に、訪問介護や訪問リハビリの給付の増加によるものでございます。

続いて、3 目施設介護サービス給付費の 2, 3 5 2 万円の増額補正で、主に、介護老人福祉施設の給付の増加によるものでございます。

次に、4 項 1 目高額介護サービス費は 5 4 0 万円の増額補正で、訪問介護や訪問リハビリ等の給付の増加によるものです。自己負担額が高額になった場合、個人や世帯の所得によって決められている月々の負担上限額を超えた部分について支給されるものでございます。

次に、4 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金で 7 0 6 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございます。介護給付費増加により積立金を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 1 0 8 号の御説明といたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第 1 9 議案第 1 0 9 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

◎日程第 2 0 議案第 1 1 0 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

○議長（伊都堅仁君） 日程第19、議案第109号、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第20、議案第110号、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書44ページをお開きください。

議案第109号、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,397万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算に関する説明書の31ページをお開きください。

今回の補正は人件費によるものでございます。

歳入でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金31万7,000円の増額でございます。

5款繰越金、1項1目繰越金3万6,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の額の補正によるものでございます。

32ページをお開きください。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目一般管理費で35万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、2節給料で16万8,000円、3節職員手当の退職手当組合負担金で2万9,000円、4節共済費で15万6,000円の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書48ページをお開きください。

議案第110号、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

(総則)

第1条、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用の総額は変更ございません。1億33万4,000円。

第1項営業費用では10万円増額の9,050万6,000円、第3項予備費は10万円減額により624万8,000円でございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費でございます。10万円増額の2,300万6,000円でございます。

令和2年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の34ページをお開きください。

人件費の補正となっております。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費で7万9,000円の増額です。内訳といたしまして、2節手当で通勤手当5万9,000円の増額、4節法定福利費で共済組合負担金の2万円の増額となっております。

4目業務及び総係費の2万1,000円の増額につきましては、4節法定福利費の共済組合負担金の増額によるものでございます。合計10万円の補正額につきましては、3項予備費で10万円の減額により対応させていただいております。

35ページの予定キャッシュフロー計算書につきましても、業務活動によるキャッシュフローの人件費で10万円の支出を計上してございます。

これにより、資金期末残高は10万円の減少となり、2億6,925万3,000円となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１２月１日から１２月７日までの７日間、議案精読のため休会とし、１２月８日午前９時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会いたします。

（午前１１時３１分）